

## 貸金業者の訴訟対応、任意整理手続への対応等に関する会長声明

報道によれば、大手貸金業者のプロミスが、子会社の過払金返還義務の承継に関する訴訟において、最高裁判所から期日指定の連絡を受けた後に請求の認諾をして訴訟を終了させたとのことである。

このような例は、みなし弁済の成否に関する三洋信販（当時）や遅延損害金請求の成否に関するシティズ（当時）など、貸金業者が当事者の最高裁訴訟では繰り返し行われてきている。

貸金業者のこのような訴訟対応は、司法府の判断を当事者及び一般国民が知る機会を失うとともに、その後の実務の定着の機会をも失わせているといわざるを得ない。

特に最高裁判所は、我が国の司法府の最高機関であり、訴訟記録を精査し、一定の見通しを立てるなどした上で期日指定までしたにもかかわらず、その判断を受けられないというのは、極めて重大な損失といえる。

他方、近時、貸金業者の中には、弁護士等による任意整理手続において、手続着手前の経過利息・遅延損害金を請求したり、和解成立後の「将来利息」を請求したりすることが目立つとの指摘がある。

しかし、弁護士などが関与するなどして行われてきた任意整理手続においては、これまで長年にわたり、多重債務者の経済的再起更生の観点から、「債務額確定は最終取引日を基準とする」等の方針により、基本的にそれ以降の経過利息・遅延損害金は付さない、和解後の将来利息も付さない等の実務が定着し、2000年にはそれらの方針を日本弁護士連合会の協議会においても「任意整理統一基準」として申し合わせ事項とし、任意整理手続における基本の方針として定着してきた。

理論的にも、任意整理手続という名の「債権債務額確定の交渉」は、貸金業者が制限超過利息という違法・無効な金利を恒常的に徴収してきたため、借主の「法律上の支払義務」を確定するためには、当初取引からの「元本充当計算」が必要となるのである。

借主にとっては、貸金業者が違法・無効な制限超過利息をとり続けたため、自己の債務額を不明確にされてしまったのであり、しかも、借主には借用証書や領収証書の法律上の保存義務はないのであるから、債務額を明確にするためには、それらの保存義務が法律上存在する貸金業者に対して取引履歴の開示を求め、その履歴にしたがって充当計算するのが、最も合理的である。

このように、任意整理手続という名の債権債務額確定交渉は、貸金業者の違法・無効な制限超過利息の収受という行為に起因する手続であり、債務額を明確にするためにやむを得ないものであるから、貸金業者もこの任意整理手続に協力する義務があるはずであり、この手続に着手したことを理由に遅延損害金の請求を貸金業者が行うことは、特段の事情がない限り不当というべきである。

そして、債権債務額という法律関係が不明確となった原因・責任はもっぱら貸金業者にあるであり、債権額の立証責任も貸金業者にあるのであるから、こ

の交渉にかかるコスト・期間経過による不利益も基本的には貸金業者が負うべきものである。

これらの理は、任意整理への協力義務から合理的期間内は差押え等の法的手続を差し控える義務を認めた判例（東京高裁平成9年6月10日）や、信義則を理由に取引履歴の開示義務を認めた最高裁判例等において具現化されているといえる。

したがって、任意整理手続においては、経過利息や遅延損害金の請求を貸金業者に認めるべきではない。

この点については、任意整理手続の委任段階では過払いの可能性もあるため、借主はその段階では「法律上の支払義務全額を払う意思で、取引履歴の開示請求」をすることしか具体的にはできず、任意整理手続に関する弁護士等からの受任通知が、民法上の「口頭の提供にあたる」との下級審判例もあるなど、実定法の解釈としても整合するものである。

また、任意整理手続においては、借主が分割弁済の和解を行うことも多いが、その場合の将来利息や懈怠約款についても基本的には付さない取扱いが実務的に定着してきたが、貸金業者が借主を長期間にわたって違法・無効な高金利の支払のために翻弄してきたこと、それによって借主から貸金業者に対しての「慰謝料請求権」が認められることがあること、任意整理手続によって現実に支払可能な和解がなされることは貸金業者にとっても利点大きいこと、任意整理手続はそもそも貸金業者の違法・無効な高金利によって必要となるにもかかわらず手続のコストは基本的に借主が負担していること、などの事情から、この点についても合理的といえる。

なお、近時は、貸付当初から約定利率が利息制限法1条の範囲内の貸付も増えてきているが、利息制限法3条の範囲を超える費用等のみなし利息を受領するなど、貸金業者との取引の場合には、「違法・無効な利息を取られているかもしれない」という可能性が存在する限り、任意整理手続は必要であり、このような場合にも以上の議論は当てはまるといわざるを得ない。

以上より、最高裁判所に対し、貸金業者が当事者の事件については、口頭弁論期日の指定後に請求の放棄・認諾などを行う傾向があるため、その点を考慮をして、実務上の紛糾を収束させる等の観点から、最高裁判所としての判断を示すための工夫を求めとともに、各貸金業者に対しては、重大な社会問題と化した多重債務問題を解決するために果たすべき社会的役割も大きく、多重債務者の経済的再起更生の観点から、任意整理手続に対して誠実に協力し、最終取引日以降の経過利息・遅延損害金、将来利息、懈怠約款等を求めることのないように要請する。

そして、当会としても、多重債務者の経済的再起更生のために全会員挙げて今後とも取り組むことを決意する。

2012（平成24）年3月26日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘